

二酸化炭素排出抑制に資する建築物等の緑化基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年兵庫県規則第1号。以下「規則」という。）の別表第17の1の部の備考4及び別表第17の2の部の備考7の規定により、知事が別に定める区分に応じて緑地の面積とみなすことができる面積について必要な事項を定める。

(緑地の面積とみなすことができる面積)

第2条 規則の別表第17の1の部の備考4及び別表第17の2の部の備考7の規定により、二酸化炭素排出抑制に資する建築物を新築、改築又は増築した場合、緑地の面積とみなすことができる面積は、次の表のとおりとする。

建築物の区分	緑地の面積とみなすことができる面積
(1) ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented、ZEH、ZEH+、Nearly ZEH、Nearly ZEH+、ZEH Oriented、ZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready 及び ZEH-M Oriented ただし、第三者機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第5号に規定する所管行政庁又は同法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関）により認証されたものに限る。	左欄に掲げる建築物における1平方メートル当たりの年間の一次エネルギー削減量（メガジュール）に当該建築物の延べ面積（平方メートル）を乗じて1,728で除した数に1/2を乗じて得た面積
(2) 木造の建築物	左欄に掲げる建築物の延べ面積（平方メートル）に0.07を乗じた数に1/2を乗じて得た面積

2 規則の別表第17の2の部の備考7の規定により、二酸化炭素排出抑制に資する設備を設置した場合（建築物の敷地に設置したものに限る。）、緑地の面積とみなすことができる面積は、設置する設備によって抑制する二酸化炭素の排出量等を太陽電池設置相当面積に換算した面積に1/2を乗じて得た面積とする。ただし、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第118条の2第2項の規定による届出の前に協議により知事が認める場合に限る。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年8月19日から施行する。